

令和 7 年 第 1 回 (臨時)
須 恵 町 議 会 会 議 録

令和 7 年 1 月 3 1 日

議 会 事 務 局

目 次

第 1 号 (1 月 3 1 日)

議 事 日 程	1
本日の会議に付した事件	1
出 席 議 員	1
欠 席 議 員	2
議会事務局職員出席者	2
説明のため出席した者	2
開会・開議宣言	3
会期の決定について	3
会議録署名議員の指名について	3
諸般の報告	3
議案第 1 号	4
議案第 2 号	4
議案第 3 号	4
議案第 4 号	4
議案第 5 号	6

休憩 (委員会審査)

議案第 1 号	8
議案第 2 号	8
議案第 3 号	8
議案第 4 号	8
議案第 5 号	13
閉 会	14

令和7年 第1回(臨時)須恵町議会 会議録(第1日)

令和7年1月31日(金曜日)

議事日程(第1号)

令和7年1月31日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 1号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 2号 須恵町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 3号 須恵町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 4号 須恵町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 5号 令和6年度須恵町一般会計補正予算(第8号)

休憩(委員会審査)

- 日程第 9 議案第 1号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第 2号 須恵町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第 3号 須恵町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第 4号 須恵町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第 5号 令和6年度須恵町一般会計補正予算(第8号)

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 1号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 2号 須恵町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する

る条例

日程第 6 議案第 3 号 須恵町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例

日程第 7 議案第 4 号 須恵町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第 8 議案第 5 号 令和6年度須恵町一般会計補正予算（第8号）

休憩（委員会審査）

日程第 9 議案第 1 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第 10 議案第 2 号 須恵町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正す
る条例

日程第 11 議案第 3 号 須恵町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例

日程第 12 議案第 4 号 須恵町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第 13 議案第 5 号 令和6年度須恵町一般会計補正予算（第8号）

出席議員（12名）

1 番	平 山 諭	2 番	川 原 幸 治
3 番	白 水 春 夫	5 番	男 澤 一 夫
6 番	稲 永 辰 己	7 番	川 口 満 浩
8 番	百 田 輝 子	9 番	三 角 栄 重
10 番	猪 谷 繁 幸	11 番	欠 員
12 番	三 上 政 義	13 番	田 ノ 上 真
14 番	松 山 力 弥		

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

局 長	梅 野 猛	係 長	吉 開 英
-----	-------	-----	-------

説明のため出席した者の職氏名

町 長	平 松 秀 一	副 町 長	稲 永 修 司
教 育 長	猪 股 清 貴	総 務 課 長	諸 石 豊
公 園 緑 地 課 長	世 利 昌 信	こども家庭課長	吉 川 聡 士
地 域 振 興 課 長	平 山 幸 治	都 市 整 備 課 長	中 牟 田 健
福 祉 課 長	安 河 内 ひ と み	住 民 課 長	百 田 敦
会 計 管 理 者	横 山 剛	学 校 教 育 課 長	吉 本 孝 治
健 康 増 進 課 長	舩 本 直 明	ふるさと応援課長	船 井 弘 喜
まちづくり課長	櫻 木 美 奈 子	税 務 課 長	安 河 内 高 利
子育て支援課長	稲 岡 慎 太 郎	社 会 教 育 課 長	伊 藤 泰 彦
上下水道課事業課長	岩 崎 勝	上下水道課管理課長	権 藤 武 範
総 務 課 参 事	黒 川 忠 敬	総務課課長補佐	石 津 伸 篤
監 査 委 員	吉 松 辰 美		

午前10時00分開会

○議長（松山 力弥） おはようございます。ただいまから令和7年第1回須恵町議会臨時会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

まず、議会運営委員長に議会運営委員会の経過報告を求めます。7番、川口満浩君。

○議会運営委員長（川口 満浩） おはようございます。

令和7年第1回臨時会議会運営委員会の協議結果を報告いたします。

本日、午前9時から、議会運営委員会を開催いたしました。

今回、提出された議案は、条例改正4件、一般会計補正予算1件の計5件です。また、条例改正4件については、一括議題といたします。

委員会付託につきましては、総務建設産業委員会4件、予算審査特別委員会1件となっております。

提案理由の説明後、各委員会において審査を行い、終了後、本会議を再開し、委員長報告、質疑、討論、採決を行います。

なお、会期は、本日1日限りとしております。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

日程第1. 会期の決定について

○議長（松山 力弥） 日程第1、会期の決定についてを議題とします。

第1回臨時会の会期を、本日1日限りとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、第1回臨時会の会期を本日1日限りとすることに決定しました。

日程第2. 会議録署名議員の指名

○議長（松山 力弥） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、1番議員、2番議員を指名します。

日程第3. 諸般の報告

○議長（松山 力弥） 日程第3、諸般の報告を行います。

去る12月18日、総務建設産業委員会の正副委員長より辞任の申出があり、委員会条例第10条第1項の規定により、委員会はこれを許可しました。

また同日、両名が兼務しておりました議会運営委員会委員の辞任の申し出もあり、同条例同条第2項の規定により、私議長が許可しましたので、併せて御報告いたします。

文教厚生委員会においても、委員長が欠員の状況から新たに各委員会の正副委員長を選出する必要があり、同条例第6条第2項の規定により、それぞれの委員会で互選をしましたので、その結果を御報告いたします。

総務建設産業委員会委員長、稲永議員、副委員長、川口議員。文教厚生委員会委員長、男澤議員、副委員長、白水議員。

以上の結果から、議員申し合わせ事項により、議会運営委員会委員は、総務建設産業委員から稲永議員、川口議員、文教厚生委員会から男澤議員、白水議員が選任されました。よって、議会運営委員会は、この委員の方に田ノ上副議長を加え5人で構成されることになりました。

また、新体制の議会運営委員会より委員長、川口議員、副委員長、白水議員が互選されましたので、御報告いたします。

これより議事に入りますが、一括議題についてお諮りいたします。

議案第1号から議案第4号までは、関連議案でありますので、一括議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、一括議題とすることに決定しました。

日程第4. 議案第1号

日程第5. 議案第2号

日程第6. 議案第3号

日程第7. 議案第4号

○議長（松山 力弥） 日程第4、議案第1号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、日程第5、議案第2号須恵町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例、日程第6、議案第3号須恵町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、日程第7、議案第4号須恵町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、以上4議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案第1号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

提案理由は、令和6年8月8日の人事院勧告に基づき、一般職の職員の給与に関する法律が改正されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものでございます。

2 ページをお願いします。

今回の条例改正は、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が、令和 6 年 1 2 月 2 5 日に公布されたことに伴い、職員の期末手当及び勤勉手当について年間 0.0 5 月ずつ引き上げ、定年前再任用短時間勤務職員については、年間 0.0 2 5 月ずつ引き上げを行うものです。また、民間企業との格差解消のため、給料表を改定し、令和 6 年 4 月 1 日から適用させます。

附則第 1 条第 1 項で、この条例は公布の日から施行するとしています。ただし、第 2 条の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行するとし、第 2 項で第 1 条の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用するとしています。

附則第 2 条で、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなすとしております。

次に、議案第 2 号須恵町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

提案理由は、令和 6 年 8 月 8 日の人事院勧告に基づき、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律が改正されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものでございます。

今回の条例改正は、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の一部を改正する法律が、令和 6 年 1 2 月 2 5 日に交付されたことに伴い、特定任期付職員の給料表の改正及び期末手当の支給率を引き上げるものでございます。合わせて、一般職の任期付職員に適用する給料表の改正を行っております。

附則第 1 項で、この条例は公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。第 2 項では、第 1 条の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用するとしております。

議案第 3 号須恵町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

提案理由は、特別職の国家公務員の給与の額の改定に準じ、町議会議員の期末手当の支給割合を変更するため、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものでございます。

今回の条例の改正は、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が、令和 6 年 1 2 月 2 5 日に公布されたことに伴い、町議会議員の期末手当について年間 0.0 5 月引き上げを行うものです。

附則第 1 条第 1 項で、この条例は公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。第 2 項では、第 1 条の規定は、令和 6 年 1 2 月 1 日から適用する。

附則第 2 条の規定は、改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の

規定による期末手当の内払いとみなすとしております。

議案第４号須恵町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

提案理由は、令和６年８月８日の人事院勧告に基づき、特別職の職員の給与に関する法律が改正されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものでございます。

今回の条例改正は、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が、令和６年１２月２５日に公布されたことに伴い、特別職・町長・副町長・教育長の期末手当について、年間０．０５月引上げを行うものです。

附則第１条第１項で、この条例は公布の日から施行する。ただし第２条の規定は、令和７年４月１日から施行するとしています。第２項では、第１条の規定は、令和６年１２月１日から適用するとしています。

附則第２条の規定は、改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなすとしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第１号から議案第４号までを総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第１号から議案第４号までを総務建設産業委員会に付託します。

日程第８．議案第５号

○議長（松山 力弥） 日程第８、議案第５号令和６年度須恵町一般会計補正予算（第８号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案書の１ページをお願いします。

議案第５号令和６年度須恵町一般会計補正予算（第８号）についてでございます。

地方自治法第２１８条第１項の規定により、一般会計補正予算を別冊のとおり提出するので、本議会の議決を求めるものでございます。

それでは、予算書の１ページをお願いします。

令和６年度須恵町一般会計補正予算（第８号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ１億２,３６３万９,０００円を

追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ140億6,422万2,000円とする。

第2項で款項の区分及び金額は、次のページの「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条で、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」によるとしています。

補正予算書の2ページをお願いします。まず歳入からです。

14款2項国庫補助金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で、1億2,363万9,000円の増額補正です。

次に3ページ、歳出です。

3款1項社会福祉費は、低所得世帯支援給付金事業で歳入と同額の1億2,363万9,000円の増額補正です。

4ページ、「第2表 繰越明許費補正」の追加です。

3款1項社会福祉費の低所得世帯支援給付金事業1億2,363万9,000円を次年度に繰り越すものでございます。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第5号を議長を除く11人で構成する予算審査特別委員会を設置し、付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。予算審査特別委員会に付託します。なお、正副委員長については調整ができておりますので御報告いたします。

委員長に田ノ上真君、副委員長に稲永辰己君であります。

ここで予算審査特別委員会及び総務建設産業委員会の審査のため、暫時休憩に入りたいと思います。再開を総務建設産業委員会の審査が終わり次第とします。暫時休憩いたします。

午前10時15分休憩

午前10時56分再開

○議長（松山 力弥） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。付議されました議案については、休憩後、日程を追加することになっておりますので、送信しております議事日程のとおり追加し、議題としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、日程を追加し、議題とします。

日程第 9. 議案第 1 号

日程第 10. 議案第 2 号

日程第 11. 議案第 3 号

日程第 12. 議案第 4 号

○議長（松山 力弥） 日程第 9、議案第 1 号一般職の職員の給与に関する条例の一部改正する条例、日程第 10、議案第 2 号須恵町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例、日程第 11、議案第 3 号須恵町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、日程第 12、議案第 4 号須恵町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、以上 4 議案を一括議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。6 番、稲永辰己君。

○総務建設産業委員長（稲永辰己幸） 議案第 1 号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書の 1 ページをお願いします。

提案理由は、令和 6 年 8 月 8 日の人事院勧告に基づき、一般職の職員の給与に関する法律が改正されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものです。

今回の条例改正は、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が、令和 6 年 12 月 25 日に公布されたことに伴い、職員の期末手当及び勤勉手当について、年間 0.05 月ずつ引き上げ、定年前再任用短時間勤務職員については、年間 0.025 月ずつ引き上げを行うものです。また、民間企業との格差解消のため、給料表を改定し、令和 6 年 4 月 1 日から適用させます。

6 ページをお願いします。新旧対照表で御説明いたします。

第 19 条第 2 項は、職員の期末手当について規定しております。期末手当基礎額に乘じる割合を、年間 0.05 月引き上げるため、今年度は 12 月で調整しようとするものです。

第 3 項の規定は、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当に関する規定です。年間 0.025 月引き上げるため、同じく今年度は 12 月で調整しようとするものです。

続いて、第 20 条第 2 項第 1 号は職員の勤勉手当について規定しております。勤勉手当を算出する際に、勤勉手当基礎額に乘じる割合を、年間 0.05 月引き上げるため、期末手当同様、今年度は 12 月で調整しようとするものです。

7 ページの第 2 号の規定は、定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当に関する規定です。年間 0.025 月引き上げるため、同じく今年度は 12 月で調整しようとするものです。

給料表につきましては、4 ページ及び 5 ページのとおり改正します。

ちなみに、大卒の初任給を 2 万 3,800 円、高卒の初任給を 2 万 3,600 円程度引き上げ、

若手職員に重点を置いた給料表の改定となっております。

８ページをお願いします。第２条関係です。

続いて、第１９条第２項、職員の期末手当について、先ほどの第１条で期末手当０．０５月分の引上げを、令和６年度は１２月で調整したため、令和７年度以降は、６月と１２月で平準化するものです。

第１条関係で、１２月に０．０５月分引き上げていましたので、０．０２５月引き下げた１００分の１２５を、６月及び１２月の期末手当基礎額に乗じる率とします。

第３項、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当についても、先ほどの第１条で、期末手当０．０２５月分の引上げを、令和７年度以降は、６月と１２月で平準化するものです。

第２０条第２項第１号、職員の勤勉手当について、先ほどの期末手当同様の改正を行っており、第１条で、勤勉手当０．０５月分の引上げを、令和６年度は１２月で調整したため、令和７年度以降は、６月と１２月で平準化するものです。

第２号、定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当についても、先ほどの第１条で、期末手当０．０２５月分の引上げを、令和６年度は１２月で調整したため、令和７年度以降は、６月と１２月で平準化するものです。

２ページをお願いします。

附則第１条第１項で、この条例は公布の日から施行するとしています。

ただし、第２条の規定、職員の期末手当の支給割合を１００分の１２５、定年前再任用短時間勤務職員は１００分の７０とする規定、職員の勤勉手当の支給割合を１００分の１０５、定年前再任用短時間勤務職員は１００分の５０とする規定は、令和７年４月１日から施行するとしています。

第２項で、第１条の規定、職員の期末手当の支給割合を１２月に支給する場合は１００分の１２７．５、定年前再任用短時間勤務職員は１００分の７１．２５とする規定、職員の勤勉手当の支給割合を１２月に支給する場合は１００分の１０７．５、定年前再任用短時間勤務職員は１００分の５１．２５とする規定は、令和６年４月１日から適用するとしています。

同じく、新しい給料表の適用も令和６年４月１日からとします。

附則第２条で、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとします。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会、全員賛成で可決としております。

続いて、議案第２号須恵町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書の１ページをお願いします。

提案理由は、令和6年8月8日の人事院勧告に基づき、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律が改正されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものです。

旧対照表で御説明いたします。

4ページをお願いします。まず、第1条関係です。

第7条第1項に規定する特定任期付職員の給料表の改正をしております。

第4項では、読み替え元の一般職の給与条例第19条第2項に規定する、期末手当基礎額の改正に準じて、一般職と同様に年間0.05月引き上げるものです。

また、第8条第1項に規定する任期付職員の給料表を改正しております。この8条1項に規定する任期付職員については、今回改正する定年前再任用短時間勤務時間職員の給料表の給料月額をこの任期付職員の給料月額に採用しているため今回合わせて改正するものです。

6ページをお願いします。第2条関係です。

こちらは来年度に適用される支給月数です。まず第1条と同様に、読み替え元の一般職の給与条例第19条第2項に規定する、期末手当基礎額の改正に準じ、0.05月分の引上げを令和6年度は12月で調整したことにより、令和7年度以降は、6月と12月で平準化するため0.025月分引き下げた100分の172.5とするものです。

2ページで、附則です。

附則第1項で、この条例は公布の日から施行するとしています。

ただし、第2条の規定、期末手当の支給率を6月、12月ともに100分の172.5とするのは、令和7年4月1日から施行するとしています。

第2項では、第1条の規定、期末手当の支給率を100分の175とするのは、令和6年4月1日から適用するとしています。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会、全員賛成で可決しております。

続いて、議案第3号須恵町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書の1ページをお願いします。

提案理由は、特別職の国家公務員の給与の額の改定に準じ、町議会議員の期末手当の支給割合を変更するため、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものです。

新旧対照表で御説明いたします。

3ページをお願いします。第1条関係です。

今年度の期末手当の支給月数を0.05月引き上げるため、期末手当基礎額に乗じる率を、100分の170から、100分の175に改正し、令和6年度の12月の期末手当に適用しま

す。

4 ページをお願いします。第2条関係です。

こちらは来年度に適用される支給月数です。

第1条関係では、12月に支給する期末手当について0.05月分引き上げておりますが、来年度は、第1条関係で0.05月引き上げたものを0.025月分減らして、6月と12月の期末手当、それぞれを100分の172.5とするものです。

2 ページ、附則です。

附則第1条第1項で、この条例は公布の日から施行するとしています。ただし、第2条の規定、期末手当の支給率を6月、12月ともに100分の172.5とするのは、令和7年4月1日から施行するとしています。

第2項では、第1条の規定、期末手当の支給率を100分の175とするのは、令和6年12月1日から適用するとしています。

附則第2条の規定は、改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなすとしています。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会、全員賛成で可決としております。

続いて、議案第4号須恵町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書の1 ページをお願いします。

提案理由は、令和6年8月8日の人事院勧告に基づき、特別職の職員の給与に関する法律が改正されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものです。

新旧対照表で御説明いたします。

3 ページをお願いいたします。第1条関係です。

今年度の期末手当の支給月数を0.05月引き上げるため、期末手当基礎額に乗じる率を、100分の170から、100分の175に改正し、令和6年度の12月の期末手当に適用します。

4 ページをお願いします。第2条関係です。

第1条関係では、12月に支給する期末手当について0.05月分引き上げておりますが、来年度は6月と12月の期末手当分を合わせて0.05月引き上げることにするため、第1条関係で0.05月引き上げたものを0.025月分減らして、6月と12月の期末手当、それぞれを100分の172.5とするものです。

附則第1条第1項で、この条例は公布の日から施行するとしています。ただし、第2条の規定、期末手当の支給率を6月、12月ともに100分の172.5とするのは、令和7年4月1日か

ら施行するとしています。

第2項では、第1条の規定、期末手当の支給率を100分の175とする規定は、令和6年12月1日から適用するとしています。

附則第2条の規定は、改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなすとしています。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会、全員賛成で可決としております。

以上で報告を終わります。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより議案第1号から議案第4号までについて質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第1号について討論に入ります。討論ありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第1号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第1号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第1号一般職の職員の給与に関する条例の一部改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第2号について討論に入ります。討論ありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第2号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第2号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第2号須恵町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第3号について討論に入ります。討論ありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第3号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第3号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第3号須恵町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号について討論に入ります。討論ありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第4号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第4号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第4号須恵町特別職の職員の給与に関

する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 13. 議案第 5 号

○議長（松山 力弥） 日程第 13、議案第 5 号令和 6 年度須恵町一般会計補正予算（第 8 号）を議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。13 番、田ノ上真君。

○予算審査特別委員長（田ノ上 真） 議案第 5 号令和 6 年度須恵町一般会計補正予算（第 8 号）について、予算審査特別委員会の審査報告をいたします。

補正予算書 1 ページをお願いします。

令和 6 年度須恵町の一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 2,363 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 140 億 6,422 万 2,000 円とするものです。

第 2 項、歳入歳出の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正、第 2 条繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

予算審査特別委員会は、議長を除く、議員全員での審査のため、詳細については省略いたします。

以上、当委員会慎重審査し、採決の結果、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりました。全員による審査を行っておりますので、質疑を省略し、これより議案第 5 号について討論に入ります。討論ありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第 5 号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第 5 号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第 5 号令和 6 年度須恵町一般会計補正予算（第 8 号）は、委員長報告のとおり可決されました。

ここでお諮りします。本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理・訂正につきましては、会議規則第 42 条の 2 の規定により、議長に委任していただきたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字等の整理・訂正は、議長に委任していただくことに決定しました。

以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

会議を閉じます。令和7年第1回須恵町臨時会を閉会します。

午前11時17分閉会

会 議 録 署 名

事務局長をして会議の経過を記載せしめ、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 松 山 力 弥

署名議員 1 番 平 山 諭

署名議員 2 番 川 原 幸 治